白山市建築審査会条例

　（趣旨）

第１条　この条例は、建築基準法（昭和２５年法律第２０１号。以下「法」という。）第８３条の規定に基づき、白山市建築審査会（以下「審査会」という。）の組織、委員の任期及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

　（組織）

第２条　審査会は、委員５人で組織する。

　（任期）

第３条　委員の任期は、２年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

３　委員は、任期が満了した場合において、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。

　（招集）

第４条　審査会は、会長が招集する。

２　会長は、緊急やむを得ない場合を除き、開会の３日前までに、会議の日時、場所及び付議すべき案件を委員に通知しなければならない。

３　会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、審査会を招集しなければならない。

⑴　法の規定に基づき市長から同意を求められたとき。

⑵　法の規定に基づき裁決するとき。

⑶　市長から諮問があったとき。

⑷　委員の総数の２分の１以上から審査会に付議する案件を示して、招集の請求があったとき。

４　会長は、必要があると認めるときは、審査会を招集することができる。

　（議事）

第５条　審査会の会議は、会長が議長となる。

２　審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　審査会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

　（委員以外の者の出席）

第６条　審査会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、必要な資料を提出させ、又は意見を聴き、若しくは説明を求めることができる。

　（幹事及び書記）

第７条　審査会に幹事及び書記を置き、市職員のうちから、市長が任命する。

２　幹事は、会長の命を受け、審査会の事務を処理する。

３　書記は、上司の命を受け、審査会の事務に従事する。

　（庶務）

第８条　審査会の庶務は、建設部建築住宅課において処理する。

　（委任）

第９条　この条例に定めるもののほか、審査会の運営について必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附　則

【省略】

建築審査会審議案件

１　建築基準法における例外許可の同意

建築基準法の規定には一部例外が認められる場合があります。

許可申請が提出された場合、特定行政庁（白山市長）は許可をする際には、案件により建築審査会の同意を得なければなりません。

例外の規定は、各条文に規定されていますが、その主なものは次のとおりです。

(1)　敷地の接道義務

(2)　道路内の建築制限

(3)　用途地域内の用途規制

(4)　容積率、建ぺい率、高さ制限等の一部緩和

２　審査請求の裁決についての議決

　　建築基準法第９４条には、特定行政庁等が行った処分等に対して不服の申し立てができることとなっています。それが建築審査会に対する審査請求です。

　　審査会は、その請求に対して裁決を行います。

　　なお、処分の取り消しの訴訟を起こす場合は、この審査請求の裁決を得た後でなければできません。